

# いじめ防止基本方針

兵庫県立川西カリヨンの丘特別支援学校

## 1 本校の方針

校訓「かけがえのない一人 温かい集団 つながりあう社会」のもと、人権尊重の精神と深い愛情をもって、児童生徒一人一人の障害の状態や特性・教育的ニーズに応じた教育を行い、児童生徒一人一人の個性を尊重し、互いに認め合う温かい学校づくりを目標としている。

このため、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は令和6年、知的障害のある児童生徒を対象に小学校、中学校ならびに高等学校に準じる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された。また、地域の小学校、中学校や高等学校との交流及び共同学習を推進し、児童生徒の社会性を高めるとともに、近隣の学校や地域に対して、障害のある児童生徒への理解と啓発を進めようとしている。

「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る。」という認識をすべての教員がもったうえで、本校では少人数の児童生徒を複数の教員で担当する体制をとる。個々の児童生徒の学校生活や家庭生活の状況について複数の教員が把握し、かつ小さな変化に対しても対応していく。また、毎日の連絡帳等を利用して、家庭との連携を密にすることで、自分の気持ちや状態を言葉でうまく表現することが難しい児童生徒に対しても対応していく。好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの未然防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

(別紙1 校内指導体制及び関係機関)

また、いじめは教職員など大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのアンケートを別に定める。(年2回実施)

### (2) いじめを認知した場合の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめに関する正確な事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

#### 4 重大事態への対応

##### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

##### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告した上で、調査組織を設けて調査を行う。校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、県教育委員会の調査の主体の判断によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

#### 5 その他の事項

家庭・地域と連携し、地域社会から信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう、いじめ未然防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評価などを通じて、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ未然防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「人権教育委員会(いじめ対応委員会)」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの未然防止等に取り組む観点から児童生徒へ情報発信や啓発などを行い、可能な限りいじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

令和6年4月